

第18回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年5月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前10時00分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第18回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第18回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第18回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、8番議席藤田則幸委員と、10番議席伊藤幸子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第35号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第36号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第4 報告第37号「農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第35号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の2法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第36号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、双方合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、面積1,108㎡であることを報告します。</p> <p>日程第4 報告第37号</p> <p>農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地</p>
-----	---

<p>(日程第5)</p>	<p>化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。専決というのは、会長の権限によって先に決裁ができる制度のことです。</p> <p>今回の届出は、1件、1筆、631㎡です。転用目的は宅地です。すでに、雑種地として利用しておりますので、始末書が出ております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告事項について質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p> <p>議長 続きまして、日程第5 議案第94号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第94号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回の設定は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。合計58筆、面積76,417㎡です。うち、賃貸借33筆、面積54,631㎡、使用貸借25筆、面積21,786㎡です。</p> <p>以上です。</p>
---------------	---

議長	<p>本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を定めた利用権の設定です。</p> <p>この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第94号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>
議長	<p>まず、[REDACTED]の案件12番について [REDACTED]を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続いて、[REDACTED]の案件29番から37番までについて採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>

<p>(日程第6)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第95号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第95号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、5件、6筆、面積3,730㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <1番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。 譲受人である大安町丹生川久下の■■■■が、大安町丹生川久下の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、417㎡を売買により譲り受ける申請です。 <2番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。 譲受人である北勢町其原の■■■■が、北勢町其原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、46㎡を売買により譲り受ける申請です。 <3番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。 譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、684㎡を売買により譲り受ける申請です。 <4番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。 譲受人である北勢町下平の■■■■が、北勢町下平の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,143㎡を売買により譲り受ける申請です。 <5番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の田です。 譲受人である四日市市の■■■■が、員弁町畑新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,440㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査</p>
------------------------------------	--

	<p>の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第95号を採決いたします。 議案第95号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7)	<p>議長 続きまして、日程第7 議案第96号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第7 議案第96号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2件、4筆、面積2,228㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜1番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。議案第97号、農地法5条所有権移転案件6番と同申請であるため、合わせてご説明いたします。農地区分は第1種農地です。第1種農地ですが、農業用施設への転用理由にて許可該当となります。</p> <p>転用計画としては、譲受人である大安町石樽南の■■■■■■■■■■と転用実行者である■■■■■■■■■■が、議案書に記載の1筆、681㎡と、5条所有権移転案件である大安町石樽南の2筆、671㎡の合計1,352㎡を、製茶加工施設及び販売所へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地し、周囲を擁壁及び</p>

	<p>ブロックを積み土砂及び雨水の流出を防ぎます。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p><2番案件>の申請地は、北勢町東村及び垣内地内の田、畑です。2番案件も、議案第97号、農地法5条所有権移転案件5番と同申請であるため合わせてご説明いたします。農地区分は、治田小学校と治田駐在所が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>転用計画としては、転用実行者及び譲受人である[]が、議案書に記載の3筆、1,547㎡と、北勢町麓村の[]が所有する議案書に記載の1筆、83㎡の合計1630㎡を放課後児童クラブへ転用したい旨の計画です。土地造成は30cm程度の盛土を行い、周囲はコンクリートブロック及びフェンスを設置して、土砂雨水の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は雨水枡に集水後、道路側溝へ放流します。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。
現地調査委員	<p>この案件につきましては、4月30日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第96号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	ありがとうございます。本議案について、質問はありますか。
	<p>特に無いようですので、議案第96号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を採決します。</p>
	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	全委員挙手です。
	よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第8)	議長 続きまして、日程第8 議案第97号「農地法第5条の規定による

<p>(日程第9) (日程第10)</p> <p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第9 議案第98号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」、日程第10 議案第99号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8 議案第97号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、6件、14筆、3,166.49㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <1番案件>の申請地は、員弁町西方地内の畑です。農地区分は、おおた医院及びいなべ眼科が500m以内にあるため第3種農地です。 転用計画としては、譲受人である員弁町松之木の [] が、員弁町西方の [] が所有する議案書に記載の3筆、304.49㎡の面積を建築資材置場へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地し、雨水は自然浸透です。 <2番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、笠間小学校及び萩原クリニックが500m以内にあるため第3種農地です。 転用計画としては、譲受人である大安町大井田の [] が、大安町大井田の [] が所有する議案書に記載の2筆、448㎡の面積を個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地し、雨水は既設の道路側溝へ放流します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道を利用します。 <3番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 転用計画としては、譲受人である津市の [] が、大安町平塚の [] が所有する議案書に記載の1筆、30</p>
--	---

m²の面積を、隣接建売分譲住宅の宣伝用看板1基を設置したい旨の計画です。整備計画として、土地は整地のみで、雨水は自然浸透です。

<4番案件>の申請地は、3番案件の隣接です。農地区分は第2種農地です。議案第99号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」と関係するため合わせてご説明いたします。令和2年12月14日付け三重県指令農林水第12-5号の197で許可された申請の追加工事をするという事業計画の変更承認です。現況は、許可前にすでに造成を行っており、事業者に対して工事中止を伝え、三重県に現況報告を行いました。三重県の指導のもと、既に設置しておりました側溝を撤去させております。その上で農地法申請を提出させております。

転用計画としては、譲受人兼転用者である四日市市の[]と転用者である津市の[]が、大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の5筆、1630m²の面積を、令和2年12月14日付けで許可が出ている隣接農地2,344m²と他地目の土地を合わせて7,958.48m²を28棟の建売分譲住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地はすでに切土盛土を行っておりますが、許可がおりましたら、外周に土留め用にコンクリートブロックを積み、土砂及び雨水の流出を防止します。生活排水は各区画で既設下水管に接続し、雨水は帰属予定道路側溝を経由して既設道路側溝へ放流します。取水については各宅内に新規で取水管を引き込みます。関係法令では都市計画法29条開発変更許可申請を提出済みです。

<5番案件、6番案件>については、先ほど説明しました。

事務局

続きまして、日程第9 議案第98号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、5件、5筆、面積2,074m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<1番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は、おおた医院及びいなべ眼科が500m以内にあるため第3種

農地です。土地の一部に住宅が建っているため、始末書が提出されております。

転用計画としては、譲受人である員弁町松之木の■■■■■■■■■■が、員弁町松之木の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、432㎡の面積を建築資材置場へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地し砂利敷きします。雨水は自然浸透です。

<2番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は、おおた医院及びいなべ眼科が500m以内にあるため第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町大泉新田の■■■■■■■■■■が、員弁町大泉新田の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、158㎡の面積を建築土木資材置場へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地し砂利敷きします。雨水は自然浸透です。

<3番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第1種農地です。第1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。

転用計画としては、使用借人である大安町石樽南の■■■■■■■■■■が、大安町石樽南の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、175㎡の面積を隣接宅地と一体で合わせて483.93㎡を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

<4番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、岡本歯科及びどんぐり診療所が500m以内にあるため第3種農地です。現況はすでに一部駐車場として利用されており、始末書が提出されております。

転用計画としては、使用借人である大安町石樽東の■■■■■■■■■■が、大安町石樽東の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、513㎡の面積を駐車場へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地し砂利敷きします。取水計画はなく、雨水は自然浸透です。周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

<5番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。現況はすでに駐車場として利用されており、

	<p>始末書が提出されております。</p> <p>転用計画としては、使用借人である大安町石樽東の[]が、大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の1筆、796㎡の面積を駐車場へ転用したい旨の計画です。整備計画として、既存の石積擁壁にて土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>以上、議案97号から議案99号の5条所有権移転6件と、5条使用貸借権等設定5件、事業計画変更承認申請1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、4月30日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第97号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」6件、及び議案第98号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権等設定許可申請承認について」5件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第97号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>議長 続いて、議案第98号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権等設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたし</p>
--	--

	<p>ます。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第99号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第11 議案第100号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第11 議案第100号 非農地証明願承認について</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は9件、11筆、3,317.69㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町麻生田の■■■■で、昭和50年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><2番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町宇賀新田の■■■■で、昭和39年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><3番案件、4番案件>の申請地は、同一敷地内のため、合わせてご説明いたします。北勢町北中津原地内の台帳地目、田、畑です。</p>

	<p>願い出者は、北勢町北中津原の [] で、平成2年から [] の宅地として転用し、現在に至っております。</p> <p><5番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、名古屋市の [] で、昭和58年から宅地として転用し、現在に至っております。</p> <p><6番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町宇賀の [] で、昭和32年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><7番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町麓村の [] で、昭和42年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><8番案件>の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町下平の [] で、平成13年から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><9番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町石樽南の [] で、昭和63年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上9件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第100号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>5 その他 議長 議事については、以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
--	--

<p>6 閉会の宣言 議長 【午前10時閉会】</p>	<p>今回は、6月3日午前9時から現地調査です。6番加藤寛委員と8番藤田則幸委員は出席をお願いします。6月10日(木)に委員会となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>これもちまして、第18回農業委員会を終了します。</p>
---------------------------------	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____